

浅口市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

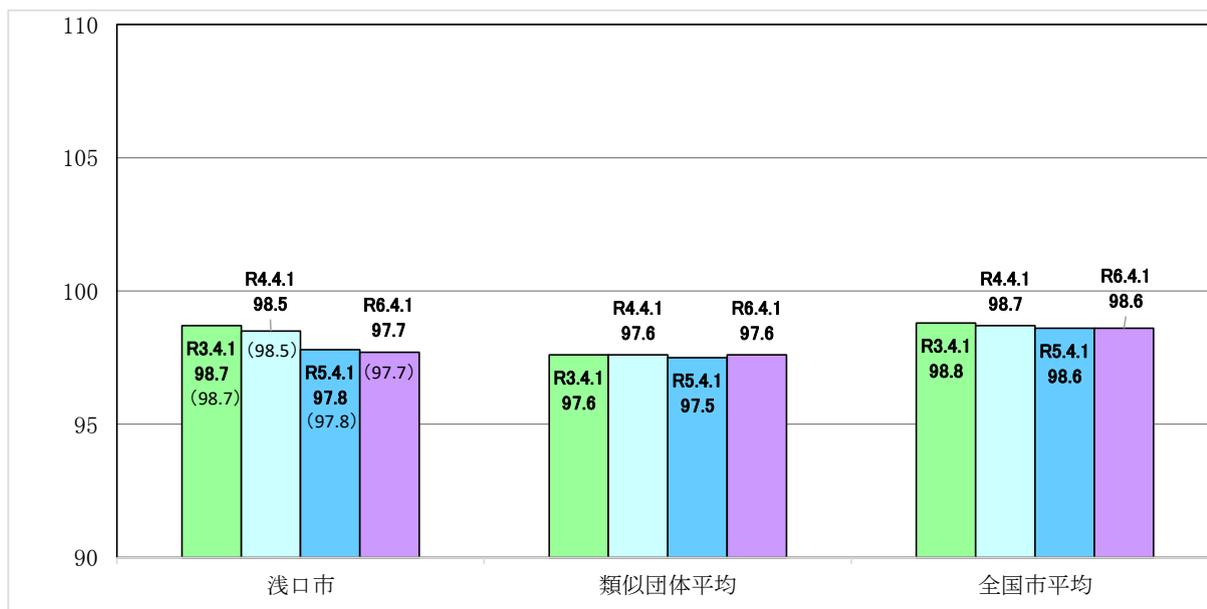
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和4年度の人件費率
	(令和6年1月1日現在)					
令和5年度	人 32,987	千円 15,519,755	千円 1,084,111	千円 2,580,334	% 16.6	% 17.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		A	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
令和5年度	人 247	千円 907,839	千円 147,432	千円 364,556	千円 1,419,827	千円 5,748	千円 5,810

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	—	—	—	—	—	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施] [未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

<p>(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日</p> <p>(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。技能労務職の給料表についても、国の見直しに準じて実施。</p>

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

0%のため支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢・平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浅口市	42.1 歳	323,444 円	376,271 円	355,080 円
岡山県	43.3 歳	331,390 円	413,109 円	362,045 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
浅口市	49.3歳	3人	297,867円	335,192円	318,700円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.3歳	3人	297,867円	335,192円	318,700円	飲食物調理従事者	45.2歳	257,600円	1.30
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	12人	294,304円	323,768円	305,233円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
浅口市	—	—	—
うち学校給食員	5,510,547円	3,333,700円	1.65

※民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浅口市	36.5 歳	284,119 円	326,975 円
岡山県	41.2 歳	355,700 円	391,212 円
類似団体	39.4 歳	292,402 円	329,101 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		浅口市	岡山県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	207,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	179,600 円	— 円	— 円
	中 学 卒	155,300 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,042 円	369,766 円	392,387 円	406,018 円
	高 校 卒	— 円	— 円	354,025 円	393,470 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

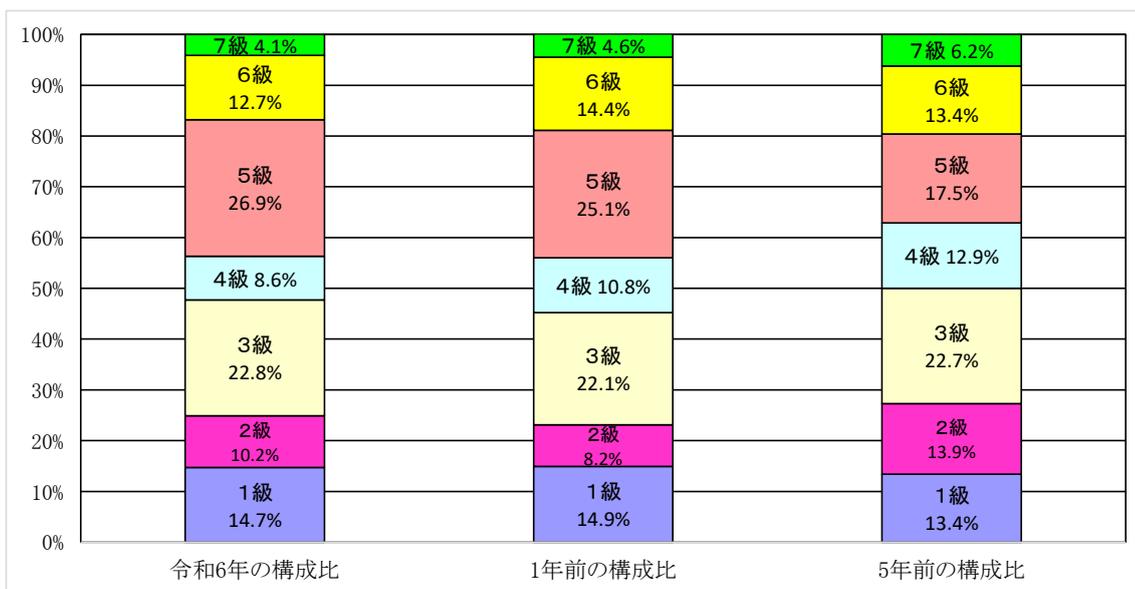
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、保健師、教諭又はこれらに相当する職務 定型的な業務を行う職務	29 人	14.7 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事、技師、保育士、保健師、教諭又はこれらに相当する職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	20 人	10.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	係長、主査、主任又はこれらに相当する職務	45 人	22.8 %	240,900 円	351,000 円
4 級	主幹又はこれらに相当する職務	17 人	8.6 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐又はこれらに相当する職務	53 人	26.9 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長、支所長、参事、課長代理又はこれらに相当する職務	25 人	12.7 %	323,100 円	411,300 円
7 級	理事、部長、参与、次長又はこれらに相当する職務	8 人	4.1 %	365,500 円	446,200 円

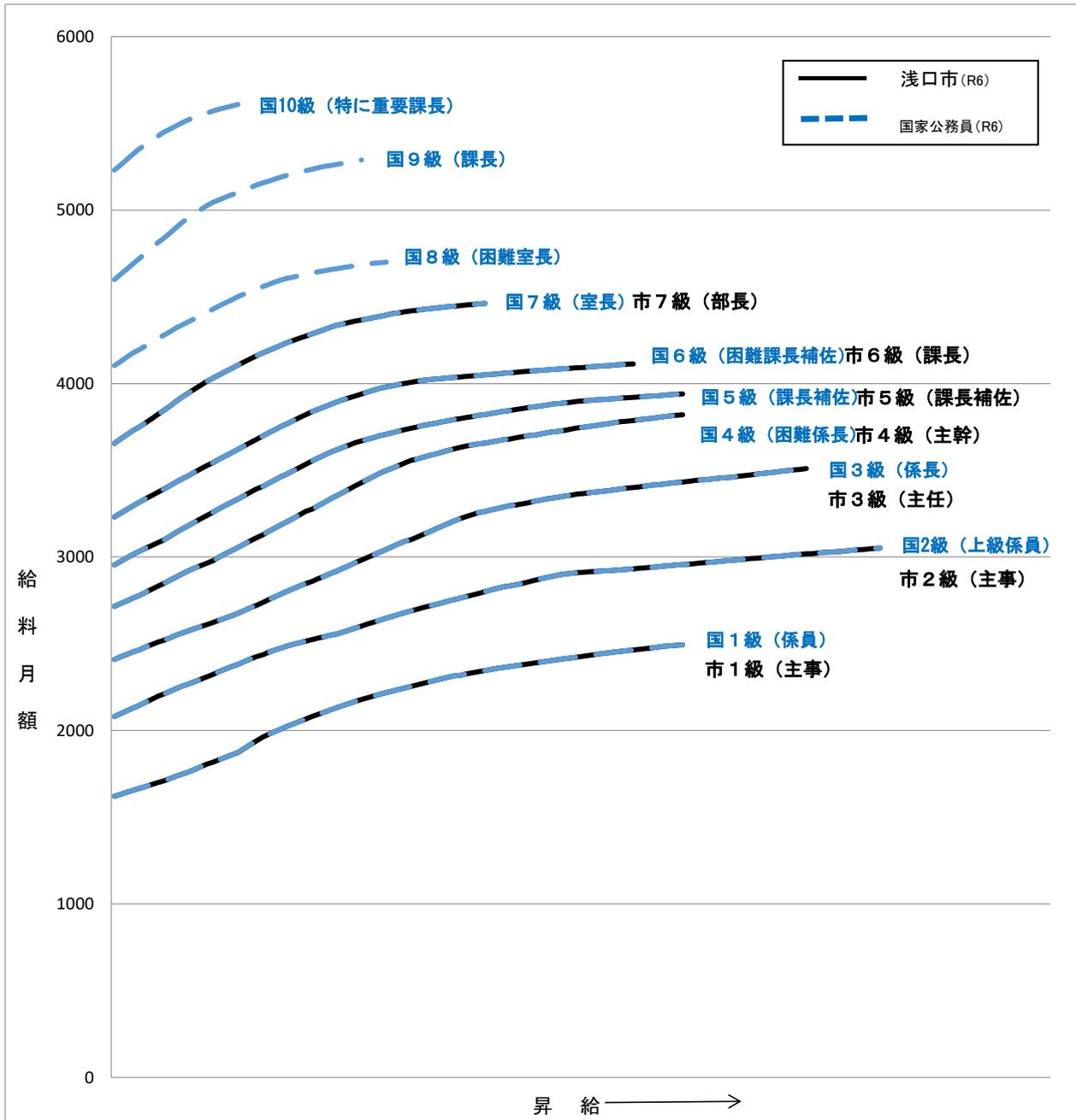
(注)1 浅口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))

令和6年4月1日時点



(2) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(浅口市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浅口市		岡山県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,573 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,690 千円		—	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(浅口市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率も適用					
標準、下位の成績率					○
標準の成績率のみ(一律)			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

浅口市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 11,013 千円					

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		982 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		982 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)	備考
東京都のうち特別区	20.0%	0人	20.0%	
大阪市	16.0%	0人	16.0%	
岡山市	3.0%	1人	3.0%	

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		142 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		7,405 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		7.9 %		
手当の種類(手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務手当	税務職員	市税及び国保税の徴収	45 千円	1日 400円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	- 千円	1回 300円
保健指導業務手当	保健指導職員	結核患者家庭で保健指導業務	- 千円	業務に従事した日が属する月1月につき1,700円
清掃作業手当	常時汚物処理に従事する職員	ごみ収集業務	- 千円	1日 800円
用地取得等折衝手当	用地取得業務担当職員	用地取得業務	- 千円	午後6時～午前6時 1回300円
狂犬病予防業務手当	環境職員	狂犬病予防法による犬の捕獲又は処分業務	- 千円	1日 200円
行旅病人死亡人手当	行旅病人死亡人処理作業従事職員	行旅病人死亡人火葬立会	- 千円	昼間 1回 1,500円 夜間 1回 2,000円
精神衛生業務従事手当	精神衛生業務従事職員	精神障害者等の鑑定護送業務	- 千円	1日 200円
動物等死体収容業務手当	動物等死体収容作業従事職員	動物等の死体収容を行なったとき	96 千円	1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	52,482 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	330 千円
支給実績(令和4年度決算)	63,915 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	390 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子:10,000円 父母等:6,500円 16~22歳の特定期間に対する 加算5,000円	同	—	27,411 千円	253,806 円
住居手当	賃貸:上限28,000円	同	—	9,773 千円	257,184 円
通勤手当	自家用車等を使用した2km以上 通勤者 2,000円~ 公共交通機関を使用する者 定期券等代金(限度55,000円)	同	—	13,409 千円	66,054 円
管理職手当	部長 66,400円 次長 56,600円 課長 49,300円 課長代理 40,600円 課長補佐 30,700円	異	支給区分 支給単価	42,241 千円	464,187 円
管理職員 特別勤務手当	週休日等に勤務した場合 勤務1回:8,000円 週休日等以外の日の午前0時 から午前5時までの間に勤務し た場合 勤務1回:4,000円	異	支給区分 支給単価	248 千円	11,810 円
単身赴任手当	官署を異にする異動に伴い転 居し、やむを得ない事情により 同居していた配偶者と別居し、 単身で生活することを常とする 職員に支給 30,000円を超え ない範囲内で市長が定める額 +(交通距離の区分に応じた 加算額(上限70,000円))	同	—	744 千円	744,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	880,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	720,000	円	980,000 円/	382,500 円	
報 酬	議 長	470,000	円	794,000 円/	560,000 円	
	副 議 長	430,000	円	557,000 円/	327,000 円	
	議 員	400,000	円	493,000 円/	279,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合)		4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)		3.3 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		退職前12ヶ月の給料月額×平均額×500/100×年数		1,760万円	任期满了時 (任期毎)	
	副 市 長	退職前12ヶ月の給料月額×平均額×300/100×年数		864万円	任期满了時 (任期毎)	
	備 考					

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

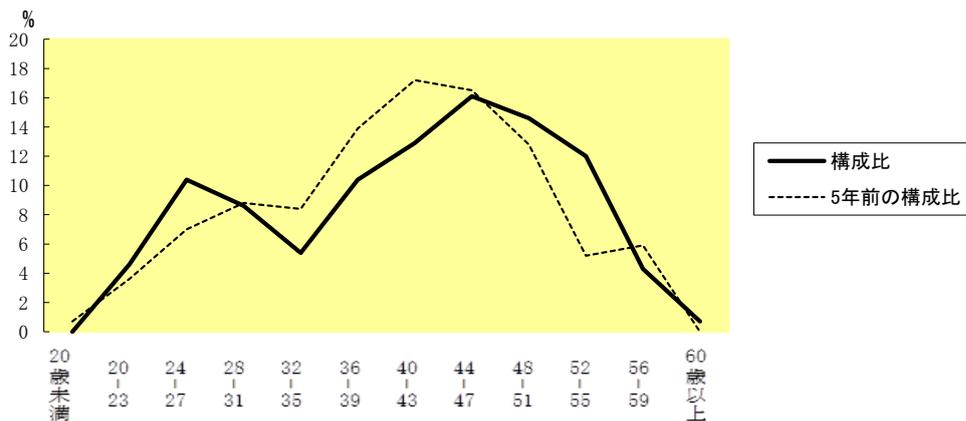
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	機構改革 職員の配置換え 機構改革 業務の充実 機構改革
		総務	69	69	0	
		税務	15	15	0	
		農林水産	13	16	▲3	
		商工	4	2	2	
		土木	23	27	▲4	
民生		31	26	5		
衛生	17	16	1			
	計	176	175	1	<参考> 人口1万当たり職員数 53.35 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 69.85 人)	
	教育部門	71	67	4	業務の充実	
	消防部門			0		
	小 計	247	242	5	<参考> 人口1万当たり職員数 74.88 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 89.76 人)	
会計部門 公営企業等	水道	8	6	2	業務の増加	
	下水道	12	12	0		
	その他	13	13	0		
	小 計	33	31	2		
合 計		280	273	7	<参考> 人口1万当たり職員数 84.88 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	13	29	24	15	29	36	45	41	34	12	2	280

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	173	175	177	177	175	176	3 (1.7%)
教育	68	68	67	66	67	71	3 (4.4%)
消防							
普通会計	241	243	244	243	242	247	6 (2.5%)
公営企業等会計	32	31	32	30	31	33	1 (3.1%)
総合計	273	274	276	273	273	280	7 (2.6%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	692,459	7,700	21,323	3.1	2.9

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,090千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	6	26,682	5,479	11,252	43,413	7,236	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

2) 職員の基本給・平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
浅口市(企業職)	50.3 歳	375,538 円	606,553 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

浅口市(企業職)	浅口市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,875 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,573 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

浅口市(企業職)			浅口市(一般行政職)			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	—	—
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	—	—
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	—	—
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	11,013 千円		1人当たり平均支給額	11,058 千円	

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

浅口市水道事業には制度が存在しません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

浅口市水道事業には制度が存在しません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,457 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	1,457 千円
支給実績(令和4年度決算)	264 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	264 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子:10,000円 父母等:6,500円 16~22歳の特定期間に対する 加算5,000円	同	—	1,176 千円	392,000 円
住居手当	賃貸:上限28,000円	同	—	300 千円	300,000 円
通勤手当	自家用車等を使用した2km以上 通勤者 2,000円~ 公共交通機関を使用する者 定期券等代金(限度55,000円)	同	—	425 千円	70,840 円
管理職手当	部長 66,400円 次長 56,600円 課長 49,300円 課長代理 40,600円 課長補佐 30,700円	同	—	2,065 千円	413,040 円
管理職員 特別勤務手当	週休日等に勤務した場合 勤務1回:8,000円 週休日等以外の日の午前0時 から午前5時までの間に勤務し た場合 勤務1回:4,000円	同	—	56 千円	11,200 円